一般財団法人西宮市職員自治振興会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人西宮市職員自治振興会(以下「職員自治振興会」という。)に対する、地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2に規定する補助及び西宮市職員の福利厚生に関する条例(昭和58年西宮市条例第2号)第4条に規定する補助金の交付について、必要な事項を定める。

(補助金の名称)

第2条 補助金の名称は、職員自治振興会事業補助金とする。

(補助金の交付目的)

第3条 補助金は、職員自治振興会事業の安定的な運営と充実を図り、もって西宮市行政の推進と地方自治の振興、さらに西宮市職員の福利の増進に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、職員自治振興会が行う西宮市職員会館及び 東館に係る会館運営事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、会館運営事業にかかる通信運搬費支出、消耗品費支出、消耗什器備品費支出、修繕費支出、光熱水費支出、賃借料支出、保険料 支出、委託費支出及び雑支出とする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、この要綱に規定する補助対象事業及び補助対象経費について、 予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付時期及び方法)

第7条 補助金の交付時期は、四半期毎の概算払とする。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成17年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。 付 則

この要綱は、平成26年5月1日から適用する。